

## 「いしかわ子ども総合条例」における携帯電話のフィルタリング規制の強化について

### ＜携帯電話のフィルタリング規制の強化の概要＞

1 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」第17条第1項に規定する「保護者がインターネット事業者（携帯電話等にインターネットの接続サービスを提供するもの。以下、同じ。）に対するフィルタリングサービスを利用しない旨の申出」をすることができる場合を規則で定める特別な理由がある場合に限ることとする。

（規則で定める特別な理由）

- ① 青少年が就労している場合で、フィルタリングサービスを受けることにより、当該青少年の業務に著しく支障が生ずること
- ② 青少年が障害を有し、または疾病にかかっている場合で、フィルタリングサービスを受けることにより、当該青少年の日常生活に著しく支障が生ずること
- ③ 保護者が、青少年のインターネットの利用状況を常に確認するなど、青少年がインターネット上の有害情報を閲覧することができないようにすること
- ④ その他、知事が適当と認めた理由

2 保護者は、フィルタリングサービスを利用しない申出をする場合は、特別な理由を記載した書面を、インターネット事業者に提出することとする。

3 インターネット事業者は、青少年又は保護者に対して携帯電話等にインターネットの接続サービスを提供する契約を締結する際は、フィルタリングサービスの内容の説明と説明書を交付することとする。

4 インターネット事業者は、保護者から提出を受けた2にある書面を一定期間保存することとする。

5 知事は、青少年のインターネット利用が適切に行われているかどうかについて、保護者及びインターネット事業者に対して、報告を求めることができることとする。

6 知事は、インターネット事業者が、3、4を実施していない、及び5の報告がなされない場合には、必要な勧告をすることができるようとする。

7 知事は、インターネット事業者が6の勧告に従わなかった場合には、その旨を公表することができるようとする。

【参考：青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律】

第17条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、携帯電話インターネット接続役務を提供する契約の相手方又は携帯電話端末若しくはPHS端末の使用者が青少年である場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供しなければならない。ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をした場合は、この限りでない。